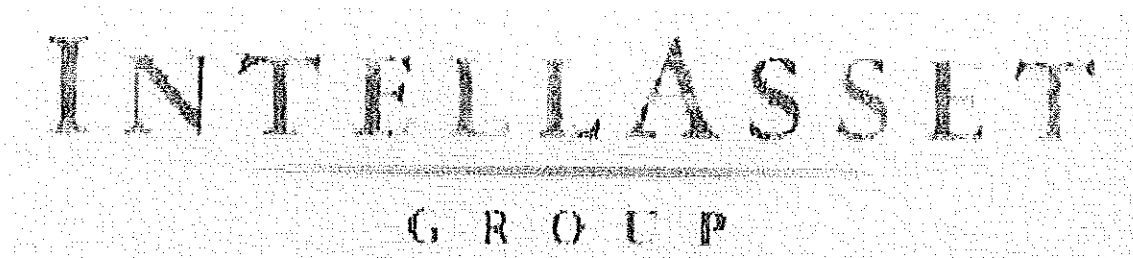


名称：「インテル」事件
審決取消請求事件
知財高裁 平成19年（行ケ）第10113号
平成19年12月20日判決言渡（審決取消）
商標法4条1項8号
キーワード：著名な略称

[概要]

「本件商標（INTELLASSET）に接した需要者は、その文字部分から「資産、財産」の観念を感得するとともに、原告の著名な略称である「INTEL」をも認識し、ひいては原告を想起すると認められる。」として、原告の請求が認容された事例

[本件商標]



[争点]

- ① 本件商標が商標法4条1項7号、10号、11号、15号、19号のいずれかに該当するか否か
- ② 本件商標が原告の著名な略称を含む商標であるか否か（商標法4条1項8号の該当性）

[裁判所の判断]

（商標法4条1項8号の該当性のみ判断）

乙第22号証（英和辞典）によれば、「intell」で始まる英単語はいずれも、名詞の「intellect」又は「intelligence」と語幹を同じくする語又はこれらを含む派生語であることが認められる。しかし、上記の点は辞書による検索の結果初めて認識されるものであって、語頭が「intelli」ならばともかく、「INTELL」という綴りに接しただけでは、需要者が「intelligent」や「intellectual」を直ちに連想するものと認めるに足りる証拠はない。

「INTELL」が既製語にはないのに対して、「ASSET」は一般に「資産、財産」の意味であると認識されるから、「INTELLASSET」から生ずる観念としては、「ASSET」を軽視することはできず、何らかの「資産、財産」、少なくとも「資産、財産」に関する何らかの観念が生じるものというべきである。

これらを総合して判断すれば、本件商標に接した需要者は、その文字部分「INTELLASSET」から「資産、財産」の観念を感得するとともに、原告の著名な略称である「INTEL」をも認識し、ひいては原告を想起すると認められる。よって、本件商標は、商標法4条1項8号の商標に該当する。

[コメント]

「INTELL」が「intelligent」等の英単語の略語として広く認識されているとはいえないため、著名な原告「INTEL」の略称を含むものとした裁判所の判断は妥当であると思われる。ただし、「INTEL」の著名性が相当高いため、需要者が「INTELLASSET」の一部である「INTELL」から「INTEL」を想起することはないとの主張は可能であったように思われる。